

## 京都学園大学に対する再評価結果

### I 再評価結果

再評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。  
認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### II 総 評

2008（平成20）年度の大学基準協会による大学評価ならびに認証評価の結果、貴大学については、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定を保留することになり、必ず実現すべき改善事項として「事務組織」「管理運営」および「点検・評価」に関する3点、一層の改善が期待される事項として21点の改善報告を求めた。

本協会の評価結果を受け、貴大学は、本協会からの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできた。

必ず実現すべき改善事項のうち、「事務組織」については、教育研究組織との適切な連携・協力体制が見られないという問題があったが、教務課と学生課の「教学事務室」への再編をめざし、各学部担当を設けて機能の統合を図るとともに、「京学なび」の積極的運用を通じて、教育研究組織と事務組織の連携・協力体制を構築しつつあり、一定の改善が認められる。しかしながら、事務組織の改編は途上にあり、今後も一層の改善を推進していくことが望まれる。

「管理運営」については、学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、2009（平成21）年に理事長の下に設置した「大学運営協議会」を2010（平成22）年には常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定し、また2010（平成22）年に「学園総合協議会」に関する要領を「学園総合協議会規則」として定めるとともに、学長主宰の幹部教職員合同懇談会（「じっくりミーティング」）を開催するなどの取り組みが行われ、円滑な運営に向けた改善が認められる。

「点検・評価」については、自己点検・評価の姿勢・体制・方法に問題が見られたが、自己点検・評価活動の重要性を認識し、2009（平成21）年度に「大学評価基本会議」と「外部評価諮問会議」を設置した。2010（平成22）年度には「自己点検・評価委員会運営部会」の再編を行って、全学的な体制で課題に取り組んでおり、改善が認められる。

以上の点から、まだ改善すべき点は残るものの、貴大学の改善に向けた努力により、問題点が改善状況にあると確認できたので、現時点で大学基準に適合していると判断

## 京都学園大学

できる。

また、一層の改善が期待される事項として改善報告を求めた 21 点についても、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できた。しかしながら、以下の点については、改善への取り組みは一定程度認められるが、必ずしも十分な成果が上がっていない。

「理念・目的」については、大学の理念・目的および教育目標を、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択されたプログラムの実施と関連させて、これまで学内での検討・確認が行われてきているものの、大学のステークホルダーを中心とした社会への広い周知までには至っていないため、改善が望まれる。

「教育内容・方法」については、法学研究科における「ビジネス法学の専門家の養成」という教育目標の実現をめざして、2011（平成 23）年度には「CFP<sup>®</sup>認定教育プログラム」を発足させているが、同研究科の科目再編はなお検討段階にとどまっているため、実現が望まれる。

「学生の受け入れ」については、大学全体の収容定員に対する在籍学生数比率に上昇の兆しがみられず、経済学部、法学部および人間文化学部においても同様の状況が続いているので、早急な改善が望まれる。

「管理運営」については、学長の果たす役割が各規程に示されているものの、学長の権限や内容を包括的に明示した基本的な規定が設けられていないため、改善が望まれる。

「財務」については、学生定員の未充足が恒常化していることから、帰属収支差額が 2007（平成 19）年度にマイナスに転じて以降、2010（平成 22）年度までマイナスの状況が解消されていない。財政計画の見直し・作成が不可欠であるが、対応の遅れがみられることから、改善が求められる。

今後も、より一層の発展のため、引き続き改善・改革に向けて努力していくことを期待したい。

以 上